

大ト協第39号  
2019年5月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 2019年度 アルコールインターロック装置導入促進助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では飲酒運転防止に効果がある「吹込み式アルコールインターロック装置」の取付に対し、その導入経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

1. 募集期間 **2019年4月1日(月)～2020年2月28日(金)**  
※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。**(終了の際は  
大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内)**
2. 助成額・上限台数  
1装置あたり機器の本体購入価格の1/2、最大5万円(消費税・取付工賃等は助成対象外)とし、1事業者あたり15台を上限とする。
3. 助成対象装置  
(公社)全日本トラック協会の定める装置  
別紙 2019年度助成対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新し、トラック広報の翌月号でもご案内)
4. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)
  - 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)に導入する場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
  - 国の補助金が交付された(交付申請を行なう)装置については重複助成いたしません。

- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。(装置装着済中古車両の購入等を含む)
- **2019年4月1日以降、装着・支払いをした装置を助成対象とします。(新車の場合は登録日が2019年4月1日以降のもの)**

5. 必要書類 (郵送可)

- ① 2019年度アルコールインターロック装置導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書) (様式1)
- ② アルコールインターロック装置導入助成金申請内訳書 (様式2)
- ③ アルコールインターロック装置 装着証明書 (様式3)
- ④ 暴力団排除の誓約書 (様式4)  
※2019年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要
- ⑤ 請求書の写し (※新車導入に装着の場合は車両の見積書の写し)  
※必ず導入機器の型式・税抜き本体価格(工賃を除く)が明記されたもの。  
※領収書と金額が一致すること。(請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するように、全ての写しを添付して下さい。)
- ⑥ 領収書の写し(振込み明細書等でも可) または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し  
※領収日が2019年4月1日以降のもの。(手形の場合は手形決済日が2020年3月末までのもの) ※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい  
※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。  
※通帳のコピーは不可  
※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。(助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可)
- ⑦ 装着車両の自動車検査証の写し(助成申請日において有効期限内のもの)

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて控えをお取りください。

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは申請する助成金ごとすべてに添付してください。

6. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問い合わせ電話番号 (06) 6965-4033

7. 注意事項

- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会で受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。